

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則（V2H充放電設備）

制定 令和7年7月24日

（趣旨）

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（V2H充放電設備）（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（V2H充放電設備）（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第4条第2項に定める補助対象経費に係るV2H充放電設備承認の手続についてもセンターが別に定める。

（用語）

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

（補助金交付上限額）

第3条 交付規程第5条第1項に規定する型式ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1のとおりとする。

2 交付規程第5条第1項に規定するV2H充放電設備工事の項目ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に指定する申請期間は別表3のとおりとする。

2 交付規程別表4に規定する申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは別表4のとおりとする。

3 交付規程第6条第2項第一号に定める一つの工事とは、原則、同一施設に属する駐車場にV2H充放電設備を設置する工事をいい、同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も一つの工事という。ただし、設置場所区分がマンション等（共用分電盤）へのV2H充放電設備設置事業において、各棟の居住者用ごとに分かれている駐車場に充電設備を設置する場合は、各々の駐車場ごとに一つの工事として扱うものとする。

4 申請者は、交付規程第6条第2項第五号に定めるリース契約を含む申請を行う場合にあっては、交付規程第16条第2項に定める処分制限期間以上使用することを前提とした契約とすることに同意すること。

5 交付規程第6条第2項第九号に規定する「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領したV2H充放電設備をいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていないV2H充放電設備をいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。

6 交付規程第6条第2項第十号に定める工事の施工開始とは、V2H充放電設備に係る搬入やV2H充放電設備設置のための基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。

- 7 申請者は、地方公共団体の支庁・支所・出張所等又は法人の支社・支店からの申請を行う場合にあっては、交付申請と同時に、代表権者から当該支庁・支所・出張所等の長又は当該支社・支店の長への申請に関する権限の委任がなされたことをセンターに届けなければならない。
- 8 申請者は、一つの申請に関し複数の申請者がいる場合に、手続きの代表者を定めた上で共同して申請（以下「共同申請」という。）することができるものとし、次の各列記事項に定める項目に関し他の共同申請者と合意の上で、交付規程第6条第1項の規定による交付申請をしなければならない。
- 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則としてV2H充放電設備を所有するものを代表者とする。
 - 二 交付規程別表3 V2H充放電設備申請要件①の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - 三 交付規程第6条第2項第四号の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - 四 交付規程第13条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - 五 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返還義務が発生した場合は、共同申請者はその返還額の全額を連帯して返還すること。
- 9 前項に規定する共同申請をする場合は、共同申請者についても交付規程別表4 交付申請時
1. 申請者を確認する書類を添付しなければならない。
- 10 申請者は、交付規程第17条第1項に規定される手続き代行者による申請を行う場合は、次の各列記事項に定める項目に関し了承を得た上で手続き代行を依頼し、センターへ手続き代行者を届けなければならない。
- 一 手続き代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きの一部を代行すること。
 - 二 手続き代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
 - 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。
 - 四 手続き代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第24条に基づき、手続き代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。
- 11 前項の規定は、交付規程第11条に規定される実績報告においても適用する。
- 12 センターは、手続き代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第14条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。

(補助金交付額の算定方法)

- 第5条 交付規程第5条第3項に規定するセンターが別に定める補助金交付額の算定は、補助対象経費ごとに行う。ただし、交付規程第7条第2項の規定による補助金交付決定通知書により交付した内容に対して、交付規程第11条第1項の規定による実績報告にて報告された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 2 V2H充放電設備の購入費については、申請者が申告するV2H充放電設備に係る購入価格に交付規程別表1に示す補助率を乗じた額と、別表1に定める当該V2H充放電設備と同一の型式の補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。

- 3 V2H充放電設備設置工事費については、交付規程別表2に定めた額を補助金交付上限額とする。別表2に定める設置工事の項目において、申請者が申告する項目ごとの補助上限額を合算した額、申請者が申告した補助対象経費をセンターが審査し認めた額及び補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。

(利益等排除の方法)

- 第6条 交付規程第6条第2項第十四号に規定する調達分がある場合は、補助対象経費に申請者の利益が含まれることとなるため、センターは、交付規程第7条第1項の交付の決定及び同規程第12条第1項の補助金の額の確定において、補助対象経費から利益等を排除して補助金交付額を決定する。利益等排除の方法は別表5に定める。
- 2 申請者は、前項に規定する方法により利益等排除の交付申請をしようとするときは、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、利益等排除の申告をセンターにしなければならない。
 - 3 申請者は、第1項に規定する方法による交付規程第7条第2項の交付の決定の通知を受けた場合は、同規程第11条第1項の規定による実績の報告をしようとするときに、利益等排除の申立をセンターにしなければならない。

(交付の決定等)

- 第7条 交付規程第6条第1項の交付申請があった場合は、当該申請書類等の確認を行い、次の各号により受付の可否を判断するものとする。
- 一 所定の申請及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないとしたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
 - 二 前号において、交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。
 - 三 前号にあっては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第一号同様に受付を不可とし、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 四 前各号の規定は、実績報告においても適用する。
 - 五 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に指定する申請期間内において、V2H充放電設備の設置場所が同一施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合は、センターへ先に到着した交付申請を有効とし、その他の申請は受付不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
- 2 センターは、V2H充放電設備の交付審査等をするにあたり、V2H充放電設備等の導入を図る地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。
 - 3 交付規程第7条第1項に規定するセンターが別に定める交付の決定を行う期間は別表3のとおりとする。

(計画変更の承認等)

- 第8条 センターは、交付規程第7条第3項に規定する交付申請に係る事項の修正、同条第4項

に規定する条件の付加、同第9条に規定する計画変更の承認及びその他の理由により、当初の交付申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 申請者は、交付規程第9条第1項の計画変更をしようとするときに、別表6にセンターが定める軽微な変更を行う場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。
- 3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。
- 4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更の申告をもって承認する。

(実績報告等)

第9条 交付規程第11条第1項に規定するセンターが別に定める実績報告の提出期限日は、別表3のとおりとする。

- 2 交付規程第6条第2項第十三号に定めるV2H充放電設備の設置完了とは、補助対象経費に係るV2H充放電設備を稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。
- 3 交付規程別表4に規定する実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表4のとおりとする。

(財産処分の制限等)

第10条 交付規程第16条第2項に規定する取得財産等の処分を制限する期間を別表7のとおり定める。

- 2 交付規程第16条第3項の承認を受けて行われる処分のうち、別表8に掲げるものにあつては、同項の規定は適用しない。
- 3 補助金の交付を受けた者は、前項においてセンターが認める処分を行うときは、センターが定める様式による取得財産等届出書をもって届けることとする。
- 4 センターは、交付規程第16条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返還を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返還を求めないものとする。

- 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
- 二 その他センターが特に認める場合。

- 5 前項において、センターが補助金の返還を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、当該返還額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。
- 6 補助金の交付を受けた者が、交付規程第16条第1項において処分を制限されていない取得財産等の処分をするとき又は処分を制限された取得財産等を同規程第16条第3項に規定された処分に該当しない処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(予算の執行に関する措置)

第11条 交付規程第21条第2項に規定する交付の申請期間の見直しに関する必要な事項を次の各項に定める。

- 2 センターは、交付規程第6条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えると予想される場合又はその他不測の事態が想定される若しくは発生した場合は、交付の申請期間を短縮し、交付申請の受付を中止することができるものとする。
なお、この場合には、センターのホームページ上であらかじめ周知するものとする。ただし、申請受付残日数を考慮し、予告の是非判断は経済産業省の指導のもとセンターが行う。
- 3 交付の申請期間内に交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えた場合は、到着日より先着順位を設定し、予算額を越えた時点で交付申請の受付を終了する。
なお、交付申請の到着日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。
- 4 センターは、交付規程第6条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める申請期間を超えて、交付申請を受付することができるものとする。
なお、この場合には、センターのホームページ上で交付の申請期間を延長することを告知する。
- 5 第3項の規定は、前項の延長を行った場合において準用する。
- 6 センターは、第2項の交付の申請期間の短縮及び受付の中止並びに第4項の交付の申請期間の延長を行う場合は、センターが別に定める予算額の範囲により、事業ごとに交付申請の受付期間を見直すことができるものとする。

(審査委員会)

第12条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、経済産業省に提出する交付規程の審議、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、第1条に基づく補助対象経費に係るV2H充放電設備承認の手続きの制定及び変更、交付規程第4条第2項に基づく補助金対象経費に係るV2H充放電設備の承認等、同規程第5条に基づく補助金交付上限額の決定等、その他補助金の交付業務に係る重要な事項等について、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第13条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式V01から様式V19のとおりとする。

(附 則)

1. この実施細則の制定は、第12条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（令和7年7月24日）から適用する。

(別表1) 型式ごとの補助金交付上限額

対象となるV2H充放電設備はセンターホームページにおいてご案内いたしますので、参照してください。センターが承認したV2H充放電設備が追加された場合は、順次センターホームページも更新します。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

センターホームページの掲載フォーム

V2H 充放電設備の補助上限額: 500 千円

メーカー名	型式	充電出力 (kW)	放電出力 (kW)	個人宅 マンション等 補助率1/2 (千円)

(別表2) 設置工事の項目と補助金交付上限額

No	補助対象となる工事の項目	項目ごと補助上限額
1	基礎工事	7 千円
2	据付工事	20 千円
3	本体搬入費	10 千円
4	電気関連工事	70 千円
5	諸費用	30 千円
6	離島への運搬費	30 千円
補助金交付上限額		150 千円

(別表3) センターが定める期間等

交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告期限日 (注1)
令和7年 7月25日(金) ～ 9月30日(火)	令和7年 9月～11月中旬	令和8年 1月30日(金)

注1. 詳細な日時や時間はセンターが別に定める。

(別表4) 交付申請・実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>●交付申請時</p> <p>①V2H充放電設備を設置する土地を所有していない場合は、土地の利用及びV2H充放電設備設置の許諾を証する書類</p> <p>②V2H充放電設備の給電対象施設を所有していない場合は、当該施設の利用及びV2H充放電設備設置の許諾を証する書類</p>

- ③設置場所区分が個人宅へのV2H充放電設備設置事業の申請にあつては、設置場所を使用の本拠の位置とする電気自動車等の自動車検査証（車検証）又は購入のための発注が完了していることを証する書類
- ④設置場所区分がマンション等（共用分電盤）へのV2H充放電設備設置事業の申請にあつては、V2H充放電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類
- ⑤設置場所施設が分譲済みのマンション等におけるV2H充放電設備設置事業の申請にあつては、V2H充放電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類
- ⑥その他必要に応じてセンターが定めるもの

●実績報告時

- ①V2H充放電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（V2H充放電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの）
- ②V2H充放電設備設置工事の完了を証する書類
- ③V2H充放電設備及びその設置工事がリースの場合にあつては、貸与料金の算定根拠明細書
- ④（交付申請時③）において、電気自動車等の購入のための発注が完了していることを証する書類を提出している場合は、設置場所を使用の本拠の位置とする電気自動車等の自動車検査証（車検証）
- ⑤その他必要に応じてセンターが定めるもの

（別表5）利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先	
<p>申請者（個人を除く。リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。）が次の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。^{（注2）}</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）申請者自身 （2）100%同一の資本に属するグループ企業 （3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。） 	
2. V2H充放電設備の利益等排除の方法	
2-1. V2H充放電設備メーカーとの関係性の確認	
（1）申請者の自社調達の場合	当該調達品の製造原価 ^{（注3）} をもって補助対象経費とする。
（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総

	利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。
2-2. V2H充放電設備販売会社との関係性の確認	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。
3. 設置工事の利益等排除の方法	
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

注2. 親会社とは、他の会社(子会社)の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。

子会社とは、他の会社(親会社)に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

注3. 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出をするものとする。

(別表6) 軽微な変更

変更項目	変更内容
1. 工事内容の変更	①ブレーカー容量の変更 ②電源ケーブルのサイズの変更 ③V2H充放電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ④付帯設備のメーカー、型式の変更 ⑤充電スペースの変更 ⑥V2H充放電設備を同一敷地内で10m未満移動 ⑦その他センターが認める変更
2. 工事内容に関わらない変更	①申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ②申請者（共同申請者含む。）の住所変更 ③V2H充放電設備設置場所名称の変更

(別表7) 取得財産等の処分を制限する期間

対象となる取得財産等	処分を制限する期間※
V2H充放電設備 及びその付帯設備	設置完了日から5年

(※処分を制限する取得財産等は取得価格が単価50万円以上のものを対象とする。)

(別表8) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

次に掲げる処分（貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた者が、V2H充放電設備等の所有権を留保するものに限る。）
1. V2H充放電設備設置後に本補助金の目的の達成を図るために、充電インフラネットワーク会社等へ行われる利用権の許諾。 2. V2H充放電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充放電機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない 3. その他センターがV2H充放電設備の普及促進に特に必要と認める場合